

【利用上の注意事項】

利用者全員が理解のうえ、正しく利用してください。

■全般

1. 日・祝日は、利用ができない日です。それ以外で設定されている利用できない日と併せて、利用カレンダーを十分確認のうえ利用してください。利用期間は、4月から翌年3月末までです。
2. 土足は厳禁です。なお、屋内用シューズであっても、ソールの色が床に付着するようなものには、注意が必要です。
3. 学校敷地内（屋外も同様）で、喫煙はできません。
4. 体育館内で、飲食はできません。
5. 暖房の利用はできません。（※使用料有料化検討時に、利用団体と協議のうえ決定）
6. 幼児同伴の際は、責任をもって幼児の方を管理してください。ステージや器具庫等でケガをするケース、また学校の備品で遊ばせて損傷させるケースなどが報告されていますので、注意してください。また、トイレ・水飲み場・玄関内外についても、清掃時に十分確認してください。
7. 車は指定された場所に駐車し、路上への停車・駐車は禁止です。送迎の駐停車などで、近隣住民から苦情が寄せられるケースが増えていますので、注意してください。
8. ボールやパックなどを壁に当てる行為は、建物の損傷防止のため禁止とします。ゴールを設置している場合でも、壁との距離を保ち、損傷を防止してください。なお、損傷が懸念される場合は、損傷防止措置を講じてください。また、防球ネット設置校は、ネットを使用してください。
9. 許可された施設及び備品以外を利用することはできません。
10. 複数団体で利用の場合、団体間で調整のうえ、公平・平等に利用してください。
11. 利用時における事故については、利用者の責任となります。傷害保険などには、各団体で加入するようにしてください。
12. 災害発生時、責任者は利用者を速やかに誘導し、安全確保に努めてください。
13. 不審者を発見したときは、未成年の利用者の安全を確保し、必要に応じて警察へ通報してください。
14. 申請時に登録した「代表責任者」並びに「副責任者」に変更等が生じた場合は、速やかに届け出してください。なお、住所・連絡先の変更も同様です。
15. 許可後、団体の利用状況に問題がある場合には、許可を取り消す場合があります。

■利用の前後

1. 許可された利用時間を厳守してください。利用時間には、準備から清掃までの時間を含みます。
2. 利用者のみなさんが管理しなければならないエリアは、学校から仕切られたエリア（体育館内、玄関、トイレ、水飲み場など）すべてとなります。利用の前後で、異常がないか確認してください。
※利用前に、カギが開いていたり、窓（トイレも含む）が空いていたり、ゴミ箱にペットボトルや食品のゴミなどが捨てられていたりなどのことがあれば、日誌に記載してください。
なお、カギや窓が開いていた場合は、閉めてお帰りください。
3. 利用後は、使用備品・器具類を整理・整とんし、トイレや玄関などを含めたエリアすべてを必ず清掃してください。持ち込んだゴミ（トイレを含む）は、必ず持ち帰ってください。
4. 清掃・点検確認後には、開放事業日誌に必要事項を必ず記入してください。なお、日誌には、「利用カレンダー」「緊急時連絡先一覧」が一緒に保管されています。
5. 点検確認の際は、開放施設エリア内の火災予防・窓の開閉（トイレ、キャットウォーク含む）に注意願います。退館の際は、管理員を待たず、消灯のうえ、出入口の施錠に万全を期してお帰りください。

■施設又は設備等に損害を与えた場合

損害を与えた場合は、賠償していただきます。発生した場合は、状況を速やかに健康スポーツ課へ連絡し、学校へは連絡しないでください。壁・窓ガラスの破損が増加していますので、注意して利用願います。

■許可～使用料の納入

1. 審査の結果、許可できると判断した団体へは、「許可書」「使用料納入通知書」を発行します。（前・後期別）
2. 前期分は4月初旬、後期分は10月中旬を目途に郵送の予定です。
3. 使用料は、「使用料納入通知書」に記載された期日までに、お支払い願います。なお、お支払いは、市役所内収納窓口、支所・出張所、恵庭市指定金融機関（道内の本・支店）で可能です。

■追加利用の申請・利用の中止

1. 追加を申請する場合は、利用を希望する日の7日前までに、担当窓口へ申請してください。
2. 都合により利用を中止する場合は、遅くとも利用日の17時までに、健康スポーツ課へ連絡してください。
なお、利用を希望する日の7日前までに利用中止を連絡し、やむを得ないと認められるときは、使用料を還付することができます。還付を希望する場合は、中止連絡の際に還付申請書の提出が必要となります。
3. 学校行事などの理由により利用中止となったときも、使用料は還付の対象となります。
ただし、この場合は団体の都合で中止するわけではありませんので、還付申請書の提出は必要ありません。
4. 還付は前期・後期に分けて行い、前期は10月、後期は4月にそれぞれ利用が終わり次第、還付に関する案内を送付します。還付方法については、口座振込とさせていただきます。
5. 前期分使用料で発生した還付は、後期分の使用料に充当することについて、利用団体の皆様の了承をお願いしています。